

特許権	判決年月日	令和2年3月17日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和元年(行ケ)第10072号		
○ 発明の名称を「ホストクラブ来店勧誘方法及びホストクラブ来店勧誘装置」とする発明について、引用発明から容易に想到できたものではないと判断された事例。				

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条1項3号, 2項

(関連する権利番号等) 特願2017-79818号

(審決) 不服2018-3578号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「ホストクラブ来店勧誘方法及びホストクラブ来店勧誘装置」とする発明についての拒絶査定不服審判請求事件について、請求不成立とした審決の取消しを求める訴訟である。

原告は、取消事由として、進歩性判断の誤りを主張した。

2 本判決は、進歩性判断の誤りについて、概要、以下のとおり判示し、審決を取り消した。

(1) 相違点1' について

引用発明は、VR映像によるサービスの疑似体験により、実際に当該体験をしてみたいと思わせて、来園、来場につなげるものを広く含むものであると解され、「来店」の「勧誘」も含まれることは自明である。

また、引用例1には、サービスの内容として、自動車の新商品体験、マンションの内覧、テーマパークの事前体験、水族館、星空を見ながらのドライブ、カップアイスなどが挙げられていることに照らすなら、引用発明の販売促進の対象には限定はなく、VR映像による疑似体験をできるものであれば、何でもよいと解され、特定の業種を除外する旨の記載や示唆はないから、「ホストクラブ」も含まれる。

よって、引用発明における販売促進の対象を「ホストクラブ」のサービスとし、「来店」の「勧誘」に用いることは、当業者が容易に想到し得た事項である。

(2) 相違点2' 及び4' について

ア 「潜在顧客の心理状態に応じて選択され潜在顧客の心理状態に応じて異なるメンタルケアを行う複数の異なるホストクラブ仮想現実動画ファイル」の意義

本件明細書の記載によれば、本件補正発明の「潜在顧客の心理状態に応じて選択され潜在顧客の心理状態に応じて異なるメンタルケアを行う複数の異なるホストクラブ仮想現実動画ファイル」は、「潜在顧客」がホストクラブに行く動機付けとなる「心理状態」にそれぞれ対応した「ホストとの会話により顧客をリラックスさせたり」、「ストレスを解消させたり」、「癒したりする」などの異なる「メンタルケア」を行うべく、「ホストクラブに入店してホストから接客のサービスを受け、店を出るまでの状況」をそれぞれ撮影した「複数の異なる仮想現実

動画」のファイルであることを意味するものである。

イ 相違点 2' の容易想到性

引用発明の販売促進の対象を「ホストクラブ」のサービスとし、ホストクラブへの「来店」の「勧誘」の目的で使用した場合、「仮想現実動画」は、潜在顧客を対象とした、ホストクラブで提供するサービスを疑似体験する動画となり得ると解される。

しかしながら、引用例 1 には、「仮想現実動画」について、「メンタルケア」を行うものとすることや、「潜在顧客の心理状態に応じて選択され潜在顧客の心理状態に応じて異なるメンタルケアを行う複数の異なる」仮想現実動画ファイルとすることについて、記載も示唆もなく、かかる事項が周知であったと認めるに足りる証拠もない。

そうすると、引用発明に基づき、相違点 2' に係る「潜在顧客の心理状態に応じて選択され潜在顧客の心理状態に応じて異なるメンタルケアを行う複数の異なるホストクラブ仮想現実動画ファイル」の構成を当業者が容易に想到し得たとはいえない。

よって、相違点 2' に係る本件補正発明の構成は、当業者が容易に想到し得たものではない。

ウ 相違点 4' の容易想到性

相違点 2' の構成を当業者が容易に想到することができたとはいえない以上、「異なる心理状態の表記が各々されているとともに潜在顧客の心理状態に応じて選択される複数のコマンドボタン」を「各ホストクラブ仮想現実動画ファイル」に「対応」させることを、当業者が容易に想到することができたとはいえない。

よって、相違点 4' に係る本件補正発明の構成は、当業者が容易に想到し得たものではない。

(3) 以上によれば、本件補正発明は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明できたものとはいえない。